

「姫路市における感染症の予防のための施策の実施に関する計画」(案)に関する  
市民意見(パブリック・コメント)の実施結果及び計画(案)からの主な変更点につ  
いて

1 市民意見の提出状況

- (1) 案 件 名 姫路市における感染症の予防のための施策の実施に関する計画(案)
- (2) 意見募集期間 令和5年12月18日(月)～令和6年1月18日(木)
- (3) 意見提出件数 2通15件(計画案への反映2件)

市のホームページにおいても資料を公表し、電子申請フォームや電子メールによる意見  
受付を案内。2通の意見提出は電子申請によるもの。

2 市民意見の内容

項 目	件数
第2 感染症対策の基本的な方向	/
1 事前対応型行政の強化	1
第3 感染症の発生予防、感染拡大防止及び重症化予防のための施策	/
2 感染症の感染拡大防止及び重症化予防のための施策	/
(1) 発生時の対応	/
ア 基本的な考え方 (ウ) 人権の尊重	1
イ 検体の採取等、健康診断、就業制限、入院、消毒 等の措置 (キ) 強制的な対応	1
ウ 感染症の診査に対する協議会	1
その他	11
合計	15

### 3 提出された市民意見とそれに対する考え方

番号	提出された市民意見（要旨）	件数	市の考え方	頁	計画への反映
<b>第2 感染症対策の基本的な方向</b>					
<b>1 事前対応型行政の強化</b>					
1	<p>「PDCA サイクルに基づき評価」「情報収集・分析」「正しい知識の普及」といった表現がありますが、本計画(案)の作成にあたり、市政は正しい情報のもとに偏りのない分析をされたのでしょうか。また、その分析結果を市民に伝えているのでしょうか。「ワクチンの効果や危険性」「マスクの効果や危険性」「消毒の効果や危険性」「緊急事態宣言の効果と被害」など、このような施策に対して、本当に正しい評価ができているのでしょうか。</p>	1	<p>本計画は、厚生労働省が定める基本指針やガイドライン、県の感染症予防計画に沿って策定しております。</p> <p>また、策定にあたっては、この度の新型コロナウイルス感染症に関する対応への評価や関係機関からのご意見等を踏まえて、地域の実情に即して検討を行っております。</p>	2	

番号	提出された市民意見（要旨）	件数	市の考え方	頁	計画への反映
<b>第3 感染症の発生予防、感染拡大防止及び重症化予防のための施策</b>					
<b>2 感染症の感染拡大防止及び重症化予防のための施策</b>					
<b>(1) 発生時の対応</b>					
<b>ア 基本的な考え方</b>					
<b>(ウ) 人権の尊重</b>					
2	第3章2項(1)ア(ウ)にある「人権の尊重」とは誰に対してどのような内容を指しているのか具体性を欠いていると思います。もう少し具体的に記載いただけませんか。	1	計画では、「市による一定の行動制限等」について、人権を尊重した上で実施することとしており、具体的には計画のP11イに記載している患者に対する「入院」等の措置を指しています。そのような具体例を計画案に追加いたします。	8	○
<b>イ 検体の採取等、健康診断、就業制限、入院、消毒等の措置</b>					
<b>(キ) 強制的な対応</b>					
3	同項のイ(キ)にある「強制的な対応」についても具体的に記載いただけませんか。	1	「検体の採取」「健康診断」「入院」について、対象者が勧告に応じない場合に、「感染症のまん延防止の観点から、人権に配慮しつつ、市が一定の強制力をもって当該措置を行う」との記載を追加いたします。 なお、「強制的な対応」の具体的な方法については、個々の状況によって異なるため、計画内には記載しておりません。	10	○

番号	提出された市民意見（要旨）	件数	市の考え方	頁	計画への反映
<b>第3 感染症の発生予防、感染拡大防止及び重症化予防のための施策</b>					
<b>2 感染症の感染拡大防止及び重症化予防のための施策</b>					
<b>(1) 発生時の対応</b>					
<b>ウ 感染症の診査に関する協議会</b>					
4	同項のウにある「感染症の診査に関する協議会」のメンバー任命はどのような基準で選定されるのでしょうか。市の一方的な判断で決定することを避けていただけのでしょうか。幅広い知見のもとで公正な評価ができる協議会の人選をお願いいたします。	1	協議会の委員は、医師、感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者並びに法律に関し学識経験を有する者等から市長が任命することと感染症法で定められております。委員の選定については、計画案に記載のとおり、「感染症に関する専門的な判断とともに患者等への適切な医療の提供と人権尊重の視点による判断が求められる」との趣旨に沿って実施してまいります。	10	
<b>その他</b>					
5	ワクチン接種による死者や後遺症に苦しまれる方が多くいらっしゃいます。市政はこのことに対して責任をもって真摯に対応すべきと考えます。	1	—	-	
6	コロナが世の中に出る前にワクチンの製造が行われていたこと。	1	—	-	
7	動物実験も十分にされないワクチンを治験という形で国や自治体が推し進めたことに対する姫路市の見解。	1	—	-	

番号	提出された市民意見（要旨）	件数	市の考え方	頁	計画への反映
8	一つのワクチンが出来上がるには10年ほどの研究を要すると聞いています。なぜ、十分に研究結果を待つことなく、接種時にリスクについて説明をしっかりとしなかったのか。	1	—	-	
9	子どもたちがマスクをすることによりIQが下がったこと。	1	—	-	
10	特例承認に係る報告書において、ワクチンの成分、説明など黒塗りだったが、なぜ読める部分がほとんどない説明文のワクチンをどのように理解して進められたのか。	1	—	-	
11	人間の身体は自然治癒力や免疫、抵抗力がワクチン接種をすると、正常に働かなくなります。それでも、ワクチンを打つ必要やリスクを抱えてまで推奨する意味がわかりません。	1	—	-	
12	スパイクタンパクやその他が接種者から伝播されていることは数々の論文に発表されていますが、シェディングについての姫路市の見解を教えてください。	1	—	-	
13	世界中がコロナワクチンに対して反対が多い中、なぜ日本や姫路市は世界から学ばないのか？	1	—	-	
14	日本のPCR検査の基準値は極めて海外よりも陽性が出やすい値にされています。正確な値が出ないため、あてにならないと言われているにも関わらず、検査をしていたことが疑問です。利権絡みとしか思えません。	1	—	-	
15	姫路市はなぜ妊婦にまで、または乳幼児にまでワクチン接種を推奨したのか？世界が反対する中、日本にまでワクチン工場を作ることも含めて全く理解できません。	1	—	-	

※番号5～15の意見については、本計画の内容に直接関係することではないため、市の考え方の記載はいたしません。

#### 4 計画(案)からの主な変更点

番号	【旧】 計画（案）	【新】 計画（案）
2	<p>【8 ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●（ウ）人権の尊重</li> </ul> <p>市による一定の行動制限等を伴う対策は、患者等の人権を尊重した上で必要最小限のものとし、措置を行う場合には、科学的な根拠を示すとともに、医療関係者等による十分な説明と患者等の同意に基づくことを原則とする。</p>	<p>【10 ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●（ウ）人権の尊重</li> </ul> <p><u>感染症指定医療機関への入院等</u>、市による一定の行動制限等を伴う対策は、患者等の人権を尊重した上で必要最小限のものとし、措置を行う場合には、科学的な根拠を示すとともに、医療関係者等による十分な説明と患者等の同意に基づくことを原則とする。</p>
3	<p>【10 ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●（キ）強制的な対応</li> </ul> <p>（ア）・（イ）・（エ）について、市は患者等が感染症法に基づく勧告等に従わない場合は必要な措置を行う。</p>	<p>【12 ページ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●（キ）強制的な対応</li> </ul> <p>（ア）・（イ）・（エ）について、市は患者等が感染症法に基づく勧告等に従わない場合は、<u>感染症のまん延防止の観点から、人権に配慮しつつ、一定の強制力をもって、必要な措置を行う。</u></p>